

演題 「竹島の日を定める条例」制定の経緯と意義

2005年3月に竹島の日を定める条例が制定された。竹島問題の早期解決を願う島根県民の思いを国内外に示した条例。条例制定に至るまでの背景には何があり、日本政府や韓国はどう受け止めたのか。今回の講座では、島根県議会の動きを中心に、竹島問題にまつわる戦後の記録を検証し、竹島の日を定める条例が制定されるまでの経緯とその意義について考えます。

講師 ます だ ゆう
升 田 優 氏

島根県竹島問題研究顧問

日時 令和3年7月3日〔土〕 午後1時～午後2時30分
場所 島根県芸術文化センターグラントワ「多目的ギャラリー」（益田市有明町5-15）
主催 島根県総務部総務課
定員 40名（受講料無料・先着順）

【講師紹介】

島根県総務部総務課長として第1期竹島問題研究会の立ち上げに携わる。美術館副館長、環境生活部次長、監査委員事務局長を歴任し、平成23年3月に島根県を退職。平成24年4月に島根県町村会常務理事に就任、平成28年4月から平成30年5月まで同会参与を務める。平成24年9月から現職。第1期～第4期竹島問題研究会委員。

【お申し込み方法】 申込期限：令和3年7月2日（金）

下記申込書を「竹島資料室」宛に、郵送またはFAXでお送りください。
電子メールの場合は「第1回竹島問題を考える講座申込」と明記の上、名前と電話番号を送信してください。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組とお願い】

発熱や咳・咽頭痛など体調不良の方は受講を控えてください。
受講中は必ずマスクを着用してください。
会場には手指消毒用の消毒液を用意し、定期的に会場内の換気を行います。
定員は会場収容人数の半以下とし、隣席との身体的距離を確保（1席空ける）します。
そのほか感染拡大防止の取組を進めるため、業種別ガイドラインに従った取組を行います。

【申し込み先・問い合わせ先】

島根県総務部総務課 竹島資料室 〒690-8501 松江市殿町1番地 県庁舎第3分庁舎
〔TEL〕0852-22-5669 〔FAX〕0852-22-6239 〔E-mail〕takeshima-shiry@pref.shimane.lg.jp

キリトリ

令和3年度 第1回「竹島問題を考える講座」申込書

（ふりがな） 名 前		電話番号	
次回講座案内 （どちらかに○）	不要・要	<送付先> 〒	